

令和8年度
第1回霧島市ケーブルテレビ放送運営委員会 会次第

日時:令和8年8月21日(金) 午後2時～
場所:溝辺総合支所 2 階 第1・2会議室

1. 開会
2. 企画部長あいさつ
3. 放送運営委員及び職員紹介
4. 委員長の選任及び副委員長の指名
5. 放送運営委員会概要説明
6. 議題「溝辺地区ケーブルテレビ運営事業の現状について」
7. その他
8. 閉会

【霧島市ケーブルテレビ放送運営委員会委員名簿】

任期:令和 8 年 8 月 1 日～令和 10 年 7 月 31 日

	団体名	項目	氏名	代理人	発令日
1	溝辺地区自治公民館連絡協議会	団体	いまよし のりゆき 今吉 法行		R8.8.1
2	溝辺地区自治公民館連絡協議会	団体	やまぐち のりふみ 山口 紀史		R8.8.1
3	霧島市文化協会溝辺支部事務局	団体	みつお ゆみ 満塩 由美		R8.8.1
4	霧島市民生委員	団体	ながい つるみ 長井 つるみ		R8.8.1
5	霧島市商工会溝辺支所	団体	いわた あすか 岩田 明佳		R8.8.1
6	第一工科大学	識見	ほんだ やすひろ 本田 泰寛		R8.8.1
7	鹿児島工業高等専門学校	識見	きしだ かずや 岸田 一也		R8.8.1
8	地域内推薦者	識見	はなどう まこと 花堂 誠		R8.8.1
9	地域内推薦者	識見	まつもと ふかし 松元 深		R8.8.1

【事務局】

	所属機関	役職	氏名
1	霧島市企画部	部長	野崎 勇一
2	霧島市企画部	DX 推進監	三善 智弘
3	溝辺総合支所	総合支所長	宗像 茂樹
4	霧島市溝辺地域振興課	主幹	伊澤 由記
5	霧島市溝辺地域振興課	サブリーダー	岩元 克磨
6	霧島市溝辺地域振興課	主事	前畠 優太
7	霧島市企画部情報政策課	課長	大窪 修三
8	霧島市企画部情報政策課	主幹	石原 智秋
9	霧島市企画部情報政策課	主任主事	出口 光治

○霧島市ケーブルテレビ放送運営委員会規則

平成 17 年 11 月 7 日

規則第 135 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 186 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、霧島市ケーブルテレビ放送運営委員会（以下「運営委員会」という。）の任務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の任務)

第 2 条 運営委員会の任務は、次に定めるところによる。

- (1) 運営委員会は、市長の諮問に応じ、放送業務の運営及び放送番組について審議する。
- (2) 運営委員会は、必要に応じて、放送業務全般について意見を述べることができる。

(運営委員会の組織)

第 3 条 運営委員会の委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者及び識見を有する者の中から市長が委嘱する 10 人以内で組織する。

- 2 運営委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長以外の委員のうちから委員長が指名する者を充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再委嘱されることができる。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了した場合においても、新たな委員が委嘱されるまでは、前項の規定にかかわらず、引き続きその職務を遂行するものとする。

(会議)

第 5 条 運営委員会の会議は、市長の諮問により委員長が招集する。ただし、半数以上の委員から会議開催の要求があったときは、委員長は会議を招集しなければならないものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決定し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(事務局)

第 6 条 運営委員会の事務局は、企画部情報政策課に置く。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の溝辺町ケーブルテレビ放送運営委員会規則（平成 16 年溝辺町規則第 2 号）の規定になされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 10 月 31 日規則第 54 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 16 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日規則第 10 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。